

かいによ苑民間利活用導入事業
公募型プロポーザル審査委員会設置及び運営に関する要領

(設置)

第1条 かいによ苑民間利活用導入事業（以下「本事業」という。）を行うにあたり、提案者の企画提案を公正かつ厳正に審査し、優先交渉権者を選定するため、かいによ苑の民間利活用導入に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本事業に係る提案者の企画提案に対する評価に関すること。
- (2) その他提案者の企画提案に対する審査に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 教育委員会事務局長
- (4) 生涯学習・スポーツ課長
- (5) 出町自治振興会長
- (6) 豊町町内会長
- (7) 文化財保護審議会代表

(会議)

第4条 審査委員会の会議は、副市長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、非公開とする。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、副市長がこれを決する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(細則)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、副市長

が選考委員会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行し、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。